

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系空気槽ドレントラップにおいて、トラップの動作不良が認められたため、当該トラップを点検・修理	D	
2	2号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ入口弁（MO-12-18）点検時、電動弁駆動部内リミットスイッチロータにクラックが認められたため、当該リミットスイッチを交換	D	
3	2号機	原子炉給水制御弁（FCV-52-6A・B）点検時、弁体等に損傷（エロージョン）が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	ドライウェル除湿冷却系チリングユニット（A）入口温度調節弁等点検時、ポジションの豆ゲージ（3個）に動作不良（スティック）が認められたため、当該豆ゲージを交換	D	
5	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置（B）入口加圧弁（AO-12-4-401B）点検時、電磁弁の排気孔よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	D	
6	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置（A）入口加圧弁（AO-12-4-401A）他2台点検時、電磁弁の排気孔よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	D	
7	2号機	湿水分離器（NO. 2）内部溶接線浸透探傷検査時、指示模様（線状・円形）が認められたため、当該部を修理	D	
8	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（D）において、吐出圧力計のガラス割れが認められたため、当該部を交換	D	
9	3号機	現場監視用ITVモニタ装置において、映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
10	4号機	残留熱除去冷却ポンプ（B）の操作スイッチ状態表示（ポンプ起動ロック青ランプ）に不点灯が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
11	5号機	計器設定に関する確認において、逃し安全弁用窒素ボンベ出口圧力スイッチの計器仕様表の設定値に誤記が認められたため、対応検討	C	
12	5号機	復水回収タンクにおいて、「液位 高/低」の警報頻発が認められたため、当該タンクの液位制御用リミットスイッチを点検・修理	D	
13	5号機	原子炉格納容器隔離弁機能検査において、検査中の不適合処置記録に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	計算機室入口の床面において、タイルに一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
15	6号機	残留熱除去系（B系）において、ポンプモータ上部軸受温度記録計に指示不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
16	6号機	主復水器細管洗浄装置全系において、ボール注入ラインのフローグラスに貝の付着が認められたため、当該部を点検・清掃	対象外	
17	6号機	タービン建屋地下1階北西廊下において、残留熱除去海水配管3カ所のフランジのボルトに錆が認められたため、当該ボルトを点検・修理	D	
18	集中環境施設	雑個体廃棄物減容処理建屋内作業終了後、退域時にAPD（電子式線量計）の不携帯が認められたため、対応検討	C	
19	その他	水処理設備純水装置（B）において、陽イオン交換樹脂塔入口フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
20	その他	水処理設備純水装置真空ポンプ（B）において、シール水入口流量計に汚れが認められたため、当該流量計を点検・清掃	D	
21	その他	水処理設備純水装置真空ポンプ（B）において、ドレンラインに詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
22	その他	運転補助共用施設キャスク搬出入エリア天井クレーン走行用電動機点検時、軸寸法（ジャーナル部）に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで